## 北九州広域都市計画地区計画の変更(北九州市決定)

都市計画香月西団地地区計画を次のように変更する。

名 称			香月西団地地区計画
位 置		位 置	北九州市八幡西区香月西一丁目及び香月西三丁目地内
面積		面積	約3. 7ha
地区計画の目標		計画の目標	当地区は本市の副都心黒崎地区の南方約7.5kmに位置し、地区の東には市道香月226号線が通り、また、都市高速道路小嶺インターチェンジまで3kmと交通至便な郊外の住宅適地である。 現在、良好な住宅地として宅地開発が計画されていることから、本地区計画で適正な制限を定め、良好な居住環境の形成と保全を図ることを目標とする。
全に関する方針	区域の数	土地利用の 方針	周辺環境との調和と融和を考慮し、良質な低層戸建住宅地としての土地利用を図り、良好な居住環境を誘導する。
っる方針 野	<b>詮備、開発</b>	地区施設の 整備の方針	法面保護のため、緑地を適切に配置する。
7.	元及び保	建築物等の 整備の方針	建築物の用途、敷地規模等の必要な制限を定め、低層戸建住宅地としての良好な 居住環境の形成と保全を図る。
	地区施設の配 置及び規模		緑地 約2, 100㎡
地区数	建築物等に関する事項	建築物等の 用途の制限	建築できる建築物は、次の各号に掲げるものとする。 1 住宅(住戸の数が3以上の長屋は除く。) 2 集会所、公民館又は診療所 3 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要なもの 4 前各号の建築物に附属するもの
		建築物の敷 地面積の最 低限度	200㎡。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物についてはこの限りでない。 (1) 集会所、公民館又は診療所 (2) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要なもの
		垣 又 は さく の構造の制 限	道路に面する側に設ける場合は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 生垣 (2) 高さ40㎝以下の基礎の上に透視可能なネットフェンス等を設け、植栽を組合せたもの

「区域は計画図表示のとおり」

## 理 由

都市計画区域の変更に伴い、「北九州都市計画」を「北九州広域都市計画」に変更するものである。

当初 : 平成5年12月21日告示 第436号 変更(最終) : 平成29年1月24日告示 第29-2号

